



市内中小企業等向け 男性育休取得奨励金

男性従業員が一定期間以上の育児休業を取得した
市内中小企業等に、奨励金を支給します。



1事業者
1回まで

申請受付期間

令和6年 7月18日(木) ~ 令和7年 3月31日(月)

スタートアップコース

国の「出生時両立支援コース助成金」
を利用したことが **ない** 事業者

連続7日以上
合計28日未満 **10** 万円

合計28日以上 **20** 万円

ステップアップコース

国の「出生時両立支援コース助成金」
を利用したことが **ある** 事業者

合計28日以上 **20** 万円



※いずれのコースも、連続7日以上(勤務を要する日を5日以上含む)の取得期間を含むことが要件です。
詳しい要件は、市ホームページに掲載の申請要項をご確認ください。

お問い合わせ

仙台市こども若者局総務課

TEL 022-214-8790

MAIL dansei-ikukyu@city.sendai.jp

WEB <https://www.city.sendai.jp/>

申請要項・申請様式は
市ホームページから
ダウンロードしてください。



仙台市 男性育休



申請の流れ



01

事前に支給要件を確認する

表面に記載の二次元コードまたは URL からサイトにアクセスし、奨励金の申請が可能かどうかを、あらかじめご確認ください。

02

男性従業員が連続 7 日以上の子育て休業を取得し、職場に復帰

令和 6 年 4 月 1 日以降に開始した子育て休業(出生時子育て休業を含む)が対象です。分割取得した場合は、日数を合算することが可能ですが、連続 7 日以上(勤務を要する日を 5 日以上含む)の取得期間が含まれていることが要件となります。

03

申請

職場に復帰し、勤務を 2 か月継続した日の翌日から 3 か月以内に申請してください。申請要項や申請様式は、市ホームページからダウンロードできます。

04

審査

申請を受理してから支給決定まで、約 1 か月かかります。申請受理後に、審査に必要な事項を調査することがあります。

05

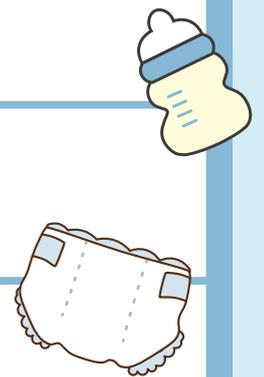
支給決定・請求書提出

市から支給決定通知書が届きましたら、請求書をご提出ください。

06

支給

請求書の受理後、ご指定の口座に奨励金を支給します。また、奨励金活用事例として、企業名等を市ホームページで紹介させていただきます。



奨励金申請イメージ【スタートアップコース・10万円を申請する場合の一例】

子の出生	5日間	1か月間	14日間 (連続7日間を含む)	2か月間	3か月以内	申請完了
	出生時 育児休業	復職・勤務	育児休業	復職・勤務	▶10万円の申請が可能 (連続7日間を含む合計19日間の育休取得)	

※2か月勤務継続した日が、7/18より前の場合は、7/18から3か月以内

支給対象となる事業者

- 法人の場合
仙台市内に本社(または主たる事務所)を置き、常時雇用労働者数 300人以下の法人
- 個人事業主の場合
仙台市の住民基本台帳に記録されている方
もしくは
仙台市の区域内に施設を所有又は賃借し、当該施設で事業を行っている方

要件を満たす男性従業員

- 雇用保険の被保険者
- 養育する子が 2 歳になるまでの間に、連続 7 日以上の子育て休業(出生時子育て休業を含む)を取得
- 子育て休業開始日の直前 2 か月以上雇用されており、市内の事業所に勤務している
- 子育て休業終了後、職場に復帰し、2 か月以上勤務を継続している